

子ども・若者施策推進特別委員会

番 号	令 7 ・ 9 号	受理月日	令和 7 年 7 月 31 日	付託月日	令和 7 年 9 月 18 日
件 名	養育費立替払い制度導入に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					
【陳情趣旨】 別居親から養育費が支払われていないひとり親家庭（債務名義を有する場合に限る）が申請をすれば、世田谷区が一定期間分の養育費を立替払いする制度を導入していただきたいです。 【陳情内容】 養育費は、子どもの健やかな成長を保障するための重要な経済的基盤であり、子どもの権利でもあります。しかしながら、実際には離婚等により養育費の取り決めがなされたにもかかわらず、その支払いが履行されていないケースが多数存在し、全国で約 7 割が未払いとも言われています。こうした状況を受けて、明石市やさいたま市など一部の自治体では、養育費の立替制度が導入されています。これらの自治体においては、利用件数は多くはないものの、立替制度を通じて実際に支払いがなされるようになった家庭もあり、子どもの福祉向上に一定の効果を上げています。利用件数が少ない背景には、制度の認知度の低さがあると考えられます。そのため、東京都内でも人口の多い世田谷区がこの制度を導入することにより、制度の周知が進み、全国的な導入の後押しになるとともに、結果的に養育費の未払い率の改善にもつながると期待されるため養育費立替払い支援の導入を陳情いたします。 世田谷区においては、強制執行申立てにかかる費用の助成制度が設けられていることは存じておりますが、対象となる条件が厳しく、実際に制度を利用できるご家庭は限られているのが現状です。 そのため、養育費の未払いリスクをあらかじめ回避したい場合や、強制執行に至る前の段階で確実に養育費を受け取りたいとお考えのご家庭にとっては、立替保証制度					

をご活用いただくことに大きな意義があると考えております。

また、これらの制度はどちらか一方に限定するのではなく、債務名義の作成支援（例：公正証書作成費用の助成）から、未払い時の保証や回収手続き（例：立替保証制度や強制執行費用の助成）に至るまで、段階に応じて適切に併用することで、養育費の確実な受け取りと経済的負担の軽減の両立が期待されます。